

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

法源番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

会社名	(電話)				本店の所在地					
代表者氏名					事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比		
課税時期	年 月 日							%		
直前期	自 年 月 日									
	至 年 月 日									
1. 株主及び評価方式の判定					判定基準	納税義務者の属する同族関係者グループの持株割合(④の割合)を基として、区分します。				
判定要素(課税時期現在の株式所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	① 株式数		② 持株割合(①/③)	筆頭株主グループの持株割合(⑤の割合)が			株主の区分
		納税義務者		株		%	50%以上の場合	30%以上50%未満の場合	30%未満の場合	
							④ 50%以上	30%以上	15%以上	同族株主等
							50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主
						同族株主等(原則的評価方式等)	同族株主等以外の株主(配当還元方式)			
					判定	「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、持株割合(②の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。				
2. 少数株式所有者の評価方式の判定					判定要素	項目	判定内容			
						氏名				
						① 役員	である(原則的評価方式等)・でない(次の②へ)			
						② 納税義務者が中心的な同族株主	である(原則的評価方式等)・でない(次の③へ)			
						③ 納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・がいない(原則的評価方式等) (氏名)			
					判定	原則的評価方式等 ・ 配当還元方式				
	納税義務者の属する同族関係者グループの所有株式の合計数			①	④					
	筆頭株主グループの所有株式の合計数			②	⑤					
	評価会社の発行済株式の総数			③	100					

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続) 会社名 _____

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模(Lの割合)の判定									
項目		金額			項目		人数		
判定要素	直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	千円			直前期末以前1年間 における従業員数	人			
	直前期末以前1年間の取引金額	千円				〔従業員数の内訳〕 〔継続勤務従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕 (人) + _____ (時間) 1,800時間			
④ 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分					100人以上の会社は、大会社(①及び②は不要) 100人未満の会社は、①及び②により判定				
判定基準	① 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				② 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分	
	総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	
	14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.90	
	20億円未満	10億円未満	10億円未満		80億円未満	20億円未満	20億円未満		
	7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75	
14億円未満	7億円未満	7億円未満	50人以下	50億円未満	12億円未満	14億円未満			
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60		
7億円未満	4億円未満	4億円未満	30人以下	25億円未満	6億円未満	7億円未満			
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社		
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、①欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と②欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判定	中会社			小会社					
	Lの割合								
	0.90	0.75	0.60						
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項									

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の㉑、㉒又は㉓の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉔の金額)	1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の㉕の記載があ る場合のその金額)			
	① 円	② 円	③ 円			
1. 原則的 評価方式 による 価額	区 分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額		
	大会社の 株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)		④ 円		
	中会社の 株式の価額	①と②とのいずれか 低い方の金額 Lの割合 円×0.) + (②の金額(③の金額が あるときは③の金額) Lの割合 円×(1-0.)		⑤ 円		
	小会社の 株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額と のいずれか低い方の金額 ①の金額 円×0.50) + (②の金額(③の金額がある ときは③の金額) 円×0.50) =		⑥ 円		
株式の 価額の 修正	課税時期において配当期 待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)	1株当たりの 配当金額	修正後の株式の価額 ⑦ 円		
	課税時期において新株引 受権、株式の引受けによる 権利又は新株無償交付期 待権の発生している場合	株式の価額 新株式1株当た り(④、⑤又は⑥(⑦) があるときは⑦)	1株当たりの新 株式の割当数 1株当たりの新 株式の割当 数又は交付数	修正後の株式の価額 ⑧ 円		
2. 配当 還元方式 による 価額	1株当たりの 資本金の額、 発行済株式数等	直前期末の 資本金額 ⑨ 千円	1株当たりの 券面額 ⑩ 円	直前期末の 発行済株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金の 額を50円とした場合の 発行済株式数 (⑨÷50円) ⑫ 株	1株当たりの 資本金の額 (⑨÷⑪) ⑬ 円
	直配 前期 未当 以前 2金 年間 の額	事業年度 ⑭ 年配当金額 千円	⑮ 左のうち非経常的な 配当金額 千円	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭-⑮) 千円	年平均配当金額 ⑰ (⑭+⑯)÷2 千円	
	1株(50円)当 たりの年配 当金額	年平均配当金額(⑰) ⑱の株式数		⑲	この金額が2円50銭 未満の場合は2円50銭と します。	
	配当還元価 額	⑲の金額 ⑳の金額 ㉑		㉒	⑳の金額が、原則的評価 方式により計算した価額 を超える場合には、原則 的評価方式により計算し た価額とします。	
	1株(50円)当 たりの年配 当金額	年平均配当金額(⑰) ⑱の株式数		⑲	この金額が2円50銭 未満の場合は2円50銭と します。	
3. 株 (株式1 に及び す2. 権に利 共の通 価額)	配 当 期 待 権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)		㉑ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	新 株 引 受 権 (新株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の 場合は㉒)の金額 新株式1株当たりの 払込金額 円- 円		㉒ 円	株式の評価額 円	
	株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	⑳(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後に その株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは 、その金額を控除した金額)		㉓ 円	株式に関する 権利の評価額 (円 銭)	
	新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	㉓(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉔ 円		

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 1株当たりの資本金の額等の計算		直前期末の資本金額	1株当たりの券面額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金の額(①÷③)	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円)		
		① 千円	② 円	③ 株	④ 円	⑤ 株		
2. 比準要素	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨ 円	⑩ 銭	
	直前期	千円	千円	① 千円	⑨(①+④)÷2 千円	⑩ 円	⑪ 銭	
	直前々期	千円	千円	② 千円	⑩(②+④)÷2 千円	1株(50円)当たりの年配当金額(⑩の金額)		
3. 金額	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 左のうち非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の益金不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損金算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮) 円	
	直前期	千円	千円	千円	千円	⑰ 千円	⑱ 円	
	直前々期	千円	千円	千円	千円	⑰ 千円	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑰又は(⑰+⑱)÷2の金額) 円	
4. 計算	1株(50円)当たりの純資産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額				比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑲ 資本金額	⑳ 資本積立金額	㉑ 利益積立金額	㉒ 純資産価額(⑲+⑳+㉑)	㉓ 円	㉔ 銭	
	直前期	千円	千円	千円	㉓ 千円	㉕ 円	㉖ 銭	
	直前々期	千円	千円	千円	㉓ 千円	1株(50円)当たりの純資産価額(㉓の金額) 円		
5. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの類似業種の比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	月 ① 円	評価会社	① 円 銭 0	② 円	③ 円	④×又は×0.7 ⑤
		課税時期の属する月の前月	月 ② 円	類似業種	B 円 銭 0	C 円	D 円	
		課税時期の属する月の前々月	月 ③ 円	要素別比準割合	①/B	②/C	③/D	〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕
		前年平均株価	④ 円	比準割合	①/B + ②/C × 3 + ③/D		④	
		A〔①、②、③及び④のうち最も低いもの〕	⑤ 円	⑥>0の場合⑦ ⑥=0の場合⑧	⑤/5		⑥/3	⑦ 円 ⑧ 銭
	2株(50円)当たりの類似業種の比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額
		課税時期の属する月	月 ⑥ 円	評価会社	⑥ 円 銭 0	⑦ 円	⑧ 円	⑨×又は×0.7 ⑩
		課税時期の属する月の前月	月 ⑦ 円	類似業種	B 円 銭 0	C 円	D 円	
		課税時期の属する月の前々月	月 ⑧ 円	要素別比準割合	⑥/B	⑦/C	⑧/D	〔中会社は0.6 小会社は0.5 とします。〕
		前年平均株価	⑨ 円	比準割合	⑥/B + ⑦/C × 3 + ⑧/D		⑨	
		A〔⑥、⑦、⑧及び⑨のうち最も低いもの〕	⑩ 円	⑪>0の場合⑫ ⑪=0の場合⑬	⑩/5		⑪/3	⑫ 円 ⑬ 銭
1株当たりの比準価額		比準価額(⑤と⑩とのいずれか低い方)		円 0銭×④の金額 50円		⑭ 円		
6. 修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額(⑭)		1株当たりの配当金額		修正比準価額		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合	比準価額(⑭) (⑮があるときは⑯)		新株式1株当たりの払込金額	1株当たりの新株式の割当数	1株当たりの新株式の割当数又は交付数	修正比準価額	
		(円+ 円 銭× 株)÷(1株+ 株)				⑰ 円		

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②、③又は④の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑪の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の⑫の記載がある場合のその金額)			
	①		円	②	円			
1. 純資産価額方式等による価額	株式の区分		1株当たりの価額の算定方法等		1株当たりの価額			
	1株当たりの株式		②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①の金額 (円×0.25) + (②の金額(③の金額があるときは③の金額)円×0.75) = 円		④			
	株式保有特定会社の株式		(第8表の⑦の金額)		⑤			
	土地保有特定会社の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑥			
	開業後3年未満の会社等の株式		(②の金額(③の金額があるときはその金額))		⑦			
	開業前又は休業中の会社の株式		(②の金額)		⑧			
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合		株式の価額 〔④、⑤、⑥〕 ⑦又は⑧	1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額 ⑨			
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合		株式の価額 〔④、⑤、⑥、⑦又は⑧〕 (⑨があるときは⑨)	新株式1株当たりの払込金額 1株当たりの新株式の割当数 1株当たりの新株式の割当数又は交付数	修正後の株式の価額 ⑩			
		(円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)						
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等		直前期末の資本金額 ⑪ 千円	1株当たりの券面額 ⑫ 円	直前期末の発行済株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金の額 (⑪ ÷ ⑬) ⑮ 円	
	直配前期未当以前2年間	事業年度	⑯ 年配当金額	⑰ 左のうち非経常的な配当金額	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯ - ⑰)	年平均配当金額		
		直前期	千円	千円	① 千円	⑲ (① + ⑱) ÷ 2 千円		
		直前々期	千円	千円	② 千円			
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額(⑲) ÷ ⑭の株式数		⑳		この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。		
配当還元価額		⑳の金額 ÷ 10% × ㉑の金額 ÷ 50円 = ㉒		㉓ 円		㉒の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。		
3. 株式1に及びする権利の共通価額	配当期待権		1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)		㉔ 円 銭		4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	
	新株引受権 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 新株式1株当たりの払込金額 円 - 円		㉕ 円		株式の評価額 円	
	株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉖ 円		株式に関する権利の評価額 (円 銭)	
	新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉗ 円			

第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

受取配当金收受 割合の計算	事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金收受割合 (①÷(①+②)) 小数点以下3位未満切り捨て			
	受取配当金額	千円	千円	千円					
	営業利益の金額	千円	千円	千円		①			
⑥-⑦の金額	1株(50円)当たりの年配当金額(第4表の⑥)		受取配当金收受割合(①)		③の金額(③×①)		⑥-⑦の金額(③-④)		
	③	円 銭			④	円 銭	⑤ 円 銭		
⑧-⑨の金額	1株(50円)当たりの年利益金額(第4表の⑧)				⑥の金額(⑥×①)		⑧-⑨の金額(⑥-⑦)		
	⑧	円			⑦	円	⑧ 円		
⑩-⑪の金額	(イ)の金額	1株(50円)当たりの純資産価額(第4表の⑩)		直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額(帳簿価額)		(イ)の金額(⑩×(⑪÷⑫))	
	⑩	円	千円		⑪	千円	⑫ 円		
⑬-⑭の金額	(ロ)の金額	利益積立金額(第4表の⑬の「直前期」欄の金額)		1株当たりの資本金額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑭の株式数)		受取配当金收受割合(①)		(ロ)の金額((⑬÷⑭)×①)	
	⑬	千円	株		⑭	株	⑮ 円		
⑯の金額(⑫+⑮)		⑯-⑰の金額(⑩-⑬)		(注) 1 ①の割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、⑩の金額(⑩の金額)を上限とします。					
⑰		円		⑰		円			
1株(50円)当たりの標準価額の計算	類似業種の業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額	
	課税時期の属する月	月	⑮	円	評 価 社 (⑤)	円 銭 0	(⑧)	円 (⑰)	⑱
	課税時期の属する月の前月	月	⑯	円	類 似 業 種 B	円 銭 0	C	円 D	⑱×又は×0.7
	課税時期の属する月の前々月	月	⑰	円	要 素 別 比 準 割 合 (⑤) B	.	(⑧) C	(⑰) D	[中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]
	前年平均株価	⑰	円	比 準 割 合 ⑮	⑱		⑲	⑲ 円 銭	
	A [⑮、⑯、⑰及び⑱のうち最も低いもの]		⑲		比 割 ⑲	⑲		⑲	0
⑲		円		⑲		⑲			
1株(50円)当たりの標準価額の修正計算	類似業種の業種目番号	(No.)		区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額	
	課税時期の属する月	月	⑲	円	評 価 社 (⑤)	円 銭 0	(⑧)	円 (⑰)	⑳
	課税時期の属する月の前月	月	⑲	円	類 似 業 種 B	円 銭 0	C	円 D	⑳×又は×0.7
	課税時期の属する月の前々月	月	⑲	円	要 素 別 比 準 割 合 (⑤) B	.	(⑧) C	(⑰) D	[中会社は0.6 小会社は0.5 とします。]
	前年平均株価	⑲	円	比 準 割 合 ⑲	⑲		⑲	⑲ 円 銭	
	A [⑲、⑳、㉑及び㉒のうち最も低いもの]		⑲		比 割 ⑲	⑲		⑲	0
⑲		円		⑲		⑲			
1株当たりの標準価額		標準価額(⑲と㉑とのいずれか低い方)		円 0銭 × 第4表の④の金額 50円		⑳		円	
標準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		標準価額(㉑)		1株当たりの配当金額		修正標準価額		
	直前期末の翌日から課税時期までの間に新株式発行の効力が発生した場合		標準価額(㉑)		新株式1株当たりの払込金額		修正標準価額		
		円 - 円 銭		円 銭 × (株) ÷ (1株 + 株)		⑳ 円			
		(円 + 円 銭 × (株) ÷ (1株 + 株))				㉑ 円			

第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. S ₁ の金額	相続税評価額による純資産価額 （第5表の⑤の金額）		課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額（第5表の①の金額）		差引 （①－②）		
	①	千円	②	千円	③	千円	
	帳簿価額による純資産価額 （第5表の⑥の金額）		株式及び出資の帳簿価額の合計額 （第5表の④＋（⑦－⑧）の金額）（注）		差引 （④－⑤）		
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円	
	評価差額に相当する金額 （③－⑥）		評価差額に対する法人税額等相当額 （⑦×42%）		課税時期現在の修正純資産価額 （相続税評価額）（③－⑧）		
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円	
	課税時期現在の発行済株式数 （第5表の⑩の株式数）		課税時期現在の修正後の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）（⑨÷⑩）		（注）第5表の⑦及び⑧の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。		
	⑩	株	⑪	円			
	1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額		修正後の類似業種比準価額 （第7表の⑳、㉑又は㉒の金額）	修正後の1株当たりの純資産価額 （相続税評価額）（⑪の金額）			
	⑫		円	⑬			
（続）	区 分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法				1株当たりのS ₁ の金額	
	1株当たりのS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 （ 円×0.25）＋（ 円×0.75）＝ 円				⑭ 円	
	大会社のS ₁ の金額	⑫の金額と⑬の金額とのいずれか低い方の金額 （⑬の記載がないときは⑫の金額）				⑮ 円	
	中会社のS ₁ の金額	⑫と⑬とのいずれか低い方の金額		Lの割合	⑬の金額	Lの割合	⑯ 円
小会社のS ₁ の金額	⑬の金額と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ⑫の金額 ⑬の金額 （ 円×0.50）＋（ 円×0.50）＝ 円				⑰ 円		
2. S ₂ の金額	課税時期現在の株式及び出資の価額の合計額 （相続税評価額） （第5表の①の金額）		株式及び出資の帳簿価額の合計額 （第5表の④＋（⑦－⑧）の金額）（注）		株式及び出資に係る評価差額に相当する金額 （⑧－⑨）		
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円	
	S ₂ の純資産価額相当額 （⑱－㉑）		課税時期現在の発行済株式数		S ₂ の金額 （㉒÷㉓）		
㉑	千円	㉒	株	㉓	円	（注）第5表の⑦及び⑧の金額に株式及び出資以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。	
3. 株式保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額（第5表の⑪の金額（第5表の⑫の金額があるときはその金額））		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 （（⑭、⑮、⑯又は⑰）＋㉔）		株式保有特定会社の株式の価額 （㉕と㉖とのいずれか低い方の金額）		
	㉕	円	㉖	円	㉗	円	